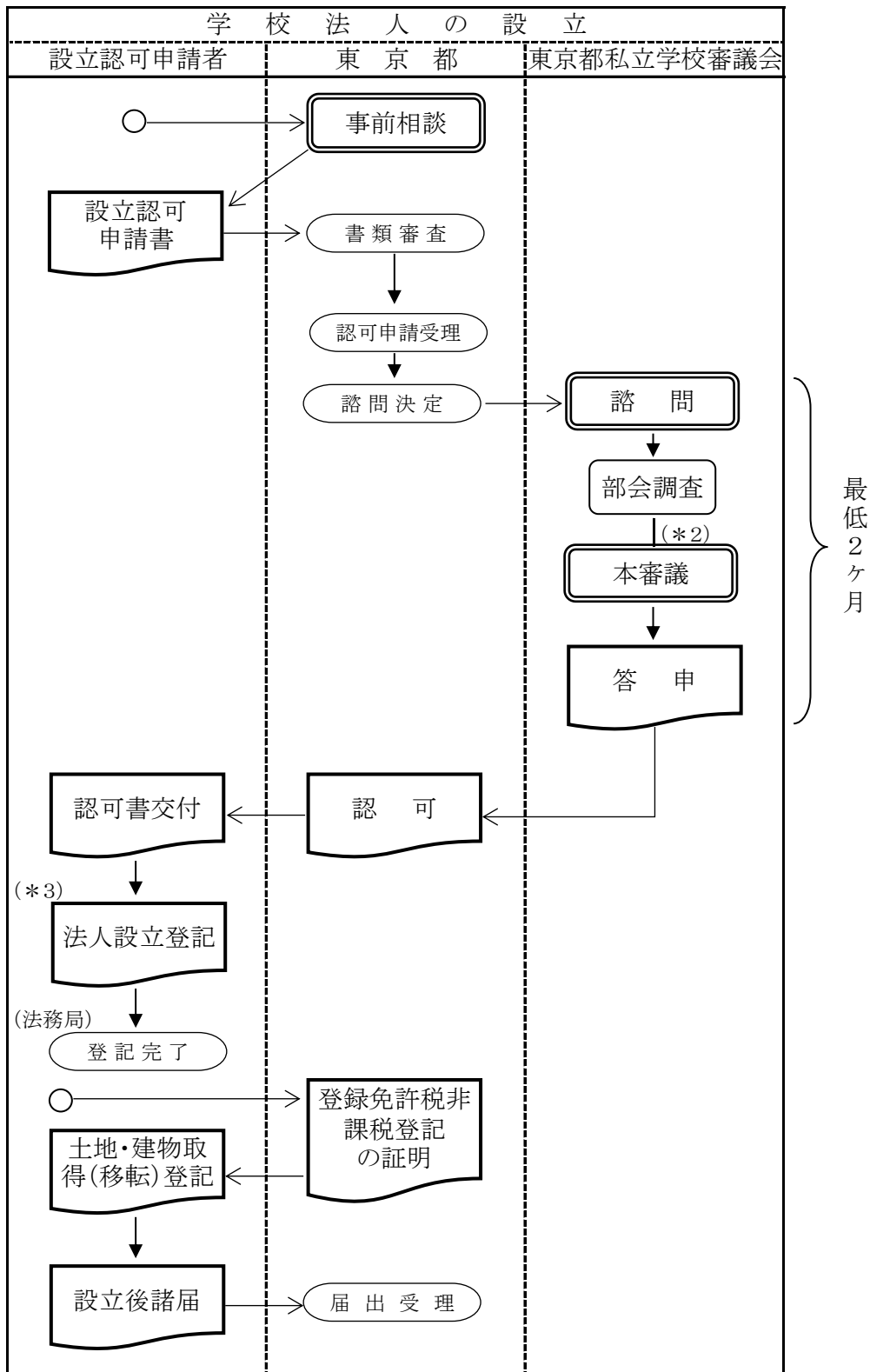


学校法人の設立認可事務の流れ (*1)



- (*1) 学校法人設立には、必ず学校の新設又は設置者変更を伴う。
この場合、学校法人設立と学校設置・設置者変更を同時に認可する。
- (*2) 学校新設を伴う場合は、通常、2段階審査(第1段階で計画承認、第2段階で認可)で行われるので、私立学校審議会での審議が2回となる。(上図は、図を簡略するため、1段階審査での例を示している。)
- (*3) 認可書の交付を受けた日から2週間以内に法人事務所所在地の法務局出張所(登記所)において、法人の設立登記をする。